

## 環境自主行動計画

平成 19 年 10 月 31 日 申し合わせ

## 全 私 学 連 合

（ 日本私立大学団体連合会  
日本私立短期大学協会  
日本私立中学高等学校連合会  
日本私立小学校連合会  
全日本私立幼稚園連合会 ）

## 【目標】

教育や研究の内容に応じて、CO<sub>2</sub>排出量が、2007 年度を基点として、2008 年度から 2012 年度の間において、毎年度、前年度比でマイナス 1%<sup>(注)</sup> になるよう、削減のための努力をするとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた様々な取組みを行う。

(注) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」を定めた経済産業省告示第 65 号(平成 18 年 3 月 29 日)の「エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」に規定されている事業者ごとの努力目標を参考とする。

## 【対策】

- 各私学団体は、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた各私立学校の取組みを積極的に奨励・支援するとともに、地球温暖化対策に関する各種の啓発活動・情報提供等と、結果等のフォローアップについても、行政とも協力しながら継続して行う。
- 私立学校は、学内の省電力化、ペーパーレス化、省エネルギー、緑化等の取組みに加えて、教育研究を行う学校の特性を有効に活用することにより、学生・生徒等に対する地球温暖化対策の必要性の啓発、大学等における環境保護技術の研究促進などを通じ、将来にわたる地球温暖化対策に大きく貢献する。